

<h1>控室</h1>	首都圏大学非常勤講師組合 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 035-395-5255 URL: http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/ e-mail: shida@union.kk.com	〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 0140-90157425 大学非常勤講師分会
-------------	---	--

本号の主な内容

世界の非常勤講師問題—その1—(2面)	新入組合員の声(9面)
世界の非常勤講師問題—その2—(4面)	労働組合のパワー(10面)
大学専業非常勤講師の社会保険加入の途(7面)	団交・運動ニュース(11面)

東海圏でも大学非常勤講師組合結成

まもなく東海圏でも大学非常勤講師組合が結成されます。東海圏大学非常勤講師組合準備会(代表光沢隆氏)の「東海圏大学非常勤講師組合設立総会のご案内」を転載します。東海圏にお住まいの方、お勤めの方はぜひふるってご参加ください。

このたびわたしたちは東海圏大学非常勤講師組合を結成します。

現在、日本の大学は変動を迎えています。国公立大学の法人化、入学者減少による経営難など大学に特殊な状況のみならず、派遣・パート・契約社員等の不安定な雇用が主流となったことによる労働状況の悪化は大学非常勤講師の研究と生活に大きな影響を与えています。

大学非常勤講師はこれまで大学教育の多くを担いながらも、その労働条件は十分なものではありませんでした。その原因には以下のようなことが考えられます。まず第1に大学が、賃金が安く社会保険を負担しなくてよい非常勤講師を雇うことで、労働コストを抑えようとしていることがあります。第2に大学が専任教員を採用せずに、解雇しやすい非常勤講師で教育負担を調整しようとしていることがあります。そして第3に非常勤講師が労働者として認知されていないことが挙げられます。非常勤講師は専任教員になるまでの過渡的な立場と見なされ、労働者としての権利が守られていたとはいえませんでした。これらの問題を昨今の労働状況はより悪化させています。

わたしたちはそのような状況のなか、組合を作り、互いに問題に対処していくことで、非常勤講師の立場を改善していこうと考えています。

既に他の地域では非常勤講師組合が作られ活発な活動が展開されています。わたしたちはそれらの動きと連携しながらこの東海の地において組合を結成します。

つきましては以下のとおり設立総会を開催しますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

記

日時：2006年10月15日(日) 15:00~16:00

場所：名古屋市教育館 第2研修室 (地下鉄栄駅10B出口からすぐ)

世界の非常勤講師問題—その1—

組合結成とユネスコ勧告から約10年
世界の非常勤講師の処遇と改善運動

新しいコラム「世界の非常勤講師問題」を随時掲載します。『控室』では今後、この問題に関する原稿を募集し、情報や資料の提供を求めます。

我が国に大学非常勤講師組合が結成されて約10年が経過した。組合結成まもない1997年に、ユネスコの「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」が採択されたが、その邦訳を読み、大いに励まされたものである。この勧告のうち、大学非常勤講師との関わりで最も重要な部分(J項)は次の通りである。

「J 非常勤の高等教育教育職員の雇用条件 72. 有資格の非常勤高等教育教育職員による勤務の価値が認識されなければならない。非常勤で定期的に雇用される教育職員は、(a) 常勤で雇用される教育職員に比例して同等な報酬を受け、かつ相当する基本的雇用条件を享受しなければならない、(b) 有給休暇、疾病休暇および出産休暇に関して常勤の教育職員のそれに相当する条件を与えられなければならない、また、相応の金銭上の権利は勤務の時間もしくは所得に比例して決定されなければならない、(c) 可能な場合、雇用者の年金計画の下での補てんをふくめて、十分にしてくつ適切な社会保障の保護を受ける資格を有しなければならない。」(ユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」邦訳:東京高等教育研究所・日本科学者会議(編)『大学改革の国

際的展開 ユネスコ高等教育勧告宣言集』青木書店、2002、129頁)

残念ながら、この勧告から10年近く経過したにもかかわらず、効果的な政府の政策がなかったため、大学非常勤講師(特に専業非常勤講師)の処遇は、大きな改善が見られない。各方面の協力を得つつ、処遇改善の運動をいっそう発展させる必要性がある。

ところで、上のユネスコ勧告が出されたということは、日本以外の国でも、非常勤講師などの不安定雇用の教員が数多く存在し、劣悪な処遇が問題になっていることを意味している。その点はすぐ理解できることだが、しかし、外国の大学非常勤講師の処遇・実態について、今までほとんど知らないまま過ごしてきた。ときおり、例えば、フランスでは著名な知識人しか大学非常勤講師をしない、という話が聞こえる一方で、イタリアの非常勤講師は日本と大差ないという話も聞こえるなど、断片的で曖昧な情報しか得られていない。各国の非常勤講師の処遇や改善運動について、できるだけ情報を収集することは、非常勤講師の処遇改善・高等教育の空洞化防止のため、試みる価値があるように思われる。そこで、

すでに紹介されていることを以下で手短かに記し、各方面からの寄稿・情報提供の呼び水としたい。

米国の非常勤講師

米国については、2001年2月25日に、京滋地区非常勤講師組合 HP (<http://isweb18.infoseek.co.jp/school/hijokin/cgi-bin/yybbs.cgi>) に、「アメリカの大学非常勤講師の闘い NAFFE(公正雇用を求める全国同盟)のニュースより」と題する投稿が掲載された。それによると、大学等が長年にわたって大量の〈正規労働者→非正規雇用労働者〉の置き換えを進めたのに対抗し、非正規大学教員が組織され、待遇改善の交渉が進められた。その結果、正式な健康保険、歯科保険、年金等の付加給付、そして大幅な賃上げが獲得された。この闘争のベテランたちは、ボストン地域などの大学非常勤講師を組織している COCAL (Coalition of Contingent Academic Labor = 大学非常勤労働者同盟) で活動している。この記事の投稿者は、改善前の米国の非常勤講師の状況は日本のそれとよく似ている、と推測している。

関西圏大学非常勤講師組合 HP (<http://www.hijokin.org/doc/index.html>) に掲載中の投稿記事「ニューヨーク大学と非常勤講師組合、初めての労働協約で暫定合意」によると、2002年7月にニューヨーク大学の非常勤講師組合が承認され、交渉の結果、2004年4月21日に、賃金アップ(最低賃金の設定、一時金支給など)、医療保険・年金、および、雇用保障について、初めての労働協約で暫定合意に達し、ストライキが回避されたということである。残念ながら、この投

稿記事には、日米の比較がなく(日本より状況は良さそうだが)、最低賃金の金額も記載されていない。

韓国の非常勤講師

韓国の大学非常勤講師(「時間講師」と呼ばれている)の状況は日本のそれとよく似ているようであるが、組合運動については、ソウル大学講師協議会(1987)など大学ごとの組合結成、それらの全国組織である全国大学講師協議会の結成(1988)、これらを継承した全国大学講師労働組合の創立(1990)など、韓国が先輩である(大学非常勤講師問題会議編『大学危機と非常勤講師運動』こうち書房、2000、227頁以下参照)。非常勤講師の処遇改善は、政治レベルでも問題になったようで、首都圏大学非常勤講師組合発行『控室』第39号に、韓国『ハンギョレ新聞』2001年4月25日付記事「時間講師2000名専任教員に/教育部 三年間国立大任用 講師料も7千ウォン引き上げ」が、紹介されている。それによると、全国の4年制大学の時間講師は44,646名(うち専業時間講師は9,197名)で、講義の38.4%を担当している。政府の改善策は、2004年までに時間講師2000名を国立大学専任教員に任用、専業時間講師の時給アップ(2万3千ウォン→3万ウォン)、全国の大学の時間講師に退職金・国民年金・健康保険の恩恵を与える、ということである。

なお、『朝鮮日報』2005年10月10日付記事「韓国の大学非常勤講師、時給最低額は1万5千ウォン」によれば、大学非常勤講師の時給は、最低額1万5千ウォン(約1500円)、最高額5万ウォン(約5千円)、時間講師の43%が全国私立大学の平均時給2万9000ウォン以下だった。

国公立大学の場合、専業の非常勤講師の時給は3万9000ウォン、パートタイムの非常勤講師の時給は2万7000ウォンだった。非常勤講師は日雇い・出来高払いで、健康保険に職場加入者として加入で

きない。

以上の記事内容から見て、韓国の非常勤講師は、日本と比べて、改善が図られているが、依然としてよく似た状況にあると推測される。(文責 SK)

世界の非常勤講師問題—その2—

非常勤削減への闘い

—自分たちの利益を無視して闘うカナダの非常勤教員たち—

2006年3月、オンタリオ公職員組合(Ontario Public Services Employment Union)の組合員は協力してオンタリオの24のCommunity College(公立の地域大学)の教育の質の低下と給与に関してストライキのピケをかけた。このストライキの理由は、大学組織側の非常勤への依存率が過剰であること、および非常勤のままでは専任教員の水準に及ばないことにある。OPSEU 組合は機関紙上で組合側の解決策を提案した。つまり非常勤の仕事の専任への移管である。しかし、このような提案は組合員でない非常勤の助けになるだろうか。

いったい誰が非常勤という範疇にはいるのかということが問題となるだろう。カナダにおいては、非常勤(part-timer)というのは大雑把に言ってつぎの3つのカテゴリーに分けられる。(1)part-time と呼ばれるのは、各学期に6コマかそれ以下のコマ数を教える人たち(2)partial-load と呼ばれる人たちは7から12コマ分の授業を毎学期教える人たち、そして(3)sessional と呼ばれる人たちは毎学期13コマ分の授業をする人

たちで、専任とみなされているが、毎学期あるいは臨時というかたちで任命されるものである。オンタリオの法は(1)および(3)を団体交渉から外している。その結果、(2)のカテゴリーの人たちだけがOPSEU のメンバーでストライキに参加できることになる。OPSEU 当局の発表したところによると、ストライキに参加した9100人のうち21パーセントが(2)の範疇にはいる人たちであった。

つまり、非常勤のコマ数削減でもっとも影響を受けるのは(1)と(3)のカテゴリーの人たちである。アメリカのこれらの非常勤に相当する人たち(アメリカではadjunct advocate と呼ばれている)もカナダにおけると同様、雇用の安定に関しては決して満足していないし、高等教育全体の質に関してはマイナス要因とみなされている。というのは彼らは団体交渉を禁じられているうえに、自分たちの労働条件の改善を訴える有効な手段がずっと少ないからだ。

アメリカにおけると同様、非常勤教員に対する非難は、彼らが、一時的にしかキャンパスにいないし、したがって、学

生との関わりも一時的なものになるということに集中している。OPSEU の正式発表によれば、非常勤教員は授業以外では学生とは関わりを持たない、つまり、彼らは授業の準備や成績評価の仕事に対する対価を支払われていないし、学生と話し合ったりするための研究室もないし、メールのアクセスも提供されていないからだ。OPSEU としては専任教員を増加し、非常勤を減らしたいと述べている。

Algonquin College の法学部の非常勤教員である Julia Ringma さんは我々の雑誌のインタビューで、何時も自分の仕事は正当に評価されていないと感じてはいるが、その原因は教員組合側というよりも大学側の事務局の方にあると述べている。『教職員組合に選択権があったら、わたしは当然専任教員として雇われたらろうし、専任相当の給与を支払われるだろうに』と述べている。現在彼女は非常勤(1)であるが故に組合員の資格がないのだ。自分の立場を小売店の従業員と同じだと言う。つまり雇う側が保険金などを払わないで済むように、都合の良い時間数分だけ人を雇うのだ。

また別の意見を持つ人もいる。Jenny Bascur さんは同じように法学部で仕事をしているが、組合による非常勤教員の削減要求は自分たちの仕事を低く見ていることを表現するものではない、と考えている。彼女は、同僚たちのストライキを支持して、ピケに参加している。彼女は学生が学位をとるための課題をストライキ中に手伝ってほしいという学校側の申し出を断っている。こういった仕事は過重になりがちであるし、自分の研究の仕事にも、その質が落ちる結果になりかねないと考えている。それは、組合の目

指す教育の質を向上させるという方針に反するからだ。でも大学側は、申し出を断ったとしても、そのことが彼女の不利にはならないことを約束した。

対照的に partial load(2)に属する人たちは、労働組合の会員であるし、(1)(3)のカテゴリの人たちよりずっと高い賃金をもらっているし、保険、その他に関して恩恵を受けている。

つまり、組合員が有利であるのは明らかである。Algonquin College では、全教員の約10%を partial load(2)が占めるが、労働組合協約は医療費や短期の保険、授業外のチューター助成金、産前産後の休暇、さらに条例にしたがって、外部からの専任職の応募者に対して優先権を有する。(だからといって、専任職の人たちと全く同じ保証があるわけではない。大学側は、30日前に通告すれば解雇できることになっている)。

非常勤教員(1)(3)が労組に加入できないので、オンタリオ州の大学では、専任教員を募集する際に彼らに優先権をあたえるという文書で通知する義務はない。したがって、非常勤教員の仕事が、専任教員に移行する際には、このポストに応募した非常勤教員が無視されることだである。

過去にこんなことがあった。Algonquin College で仕事をしていた J. Wilson さんが専任教員に応募して、雇用側に即決で拒否された。ただ、その後以前と同じ授業を非常勤の資格で教えるチャンスが提示された。彼女は、こんな慣行にはとてもがっかりしたと述べている。

OPSEU の委員長は、雇用委員会は非常勤からの応募者を色眼鏡で見ていることもあると確信している。しかし彼らが劣

っているという委員会の認識はなんら根拠がないと強調した。Sault College の組合は、大学側との交渉項目の中に専任採用の際には(1)(3)の人たちに優先権を与えるという条項を組み込むように要請したが、大学側はこの受け入れを渋っている。

オンタリオの非常勤職員(1)(3)に団交権をあたえるために、OPSEU は、彼らが組合員になることを阻止している法を変えるようにという強力なキャンペーンを行った。これには法律家の団体などの陳情団、また、普段は協力を避けがちな(アメリカでも同様であるが)(1)および(3)の人たちが一緒に参加した。

非常勤教員の仕事振りは劣っていると言われたにもかかわらず、組合のリーダーや(2)の教員は、たとえ OPSEU が彼らのコマ数を減らすという目的を達したとしても、現在仕事をしている人たちは解雇にはならないだろうという希望を持っている。J. Wilson さんが言うには、外部からの応募者は大学側の要求基準や、やり方をよく知らないから、自分たち現職の非常勤教員が有利であると思っている。Algonquin College では現在、非常勤職員を外部応募者より優先させると文書化はしていないが、過去の経験から彼らが優遇されるだろう、つまり彼らは専任職の応募者として最前列にいるということになると述べた。

(2)のカテゴリー教員の Deb Lawrence さんは Lambton College で computer science を教えているが、彼女の大学では専任教員を選出する上で最も問題になるのは、応募者が過去に非常勤として教えたことがあるか否かより、その人に要求される業績があるかどうかにか

てられると述べている。(1)と(3)の教員が応募しても、大抵は外部応募者に有利にはたらくと認めている。「私が応募しても採用されないことは大いにあり得ることです」「このストライキが私のためになるかって？全然。」彼女は、自分の職のチャンスを減らそうとするストライキを支持しているという皮肉な現象を認めている。「でも、組合側は我々に一番利益になるように事を運ぼうとしています。その証拠に大学側が我々(2)の教員が専任職を拒否された場合、大学当局に対して苦情をちゃんと訴えることにしているから」と言っている。

(1)の教員には、ストライキを支持するようになるとかなりのプレッシャーがかかる。たとえば、余分な授業以外の学位取得のため等の余分の業務を受け入れた人たちは悪口をたたかれたり、罰せられることも予想される。ある人はこう言う。「先輩の組合員に云われたのですが、スト破り、非組合員は名前が公表され、組合に仕返しをされるかもしれない。そして、次の学期には再雇用されないかもしれない」と。

組合の保護か、あるいは大学側から新しい専任職の候補者として有利であるとの正式な表明がない限り、たとえ一律削減という目標を達成したとしてもオンタリオの非常勤教員の将来は(1)(2)(3)にかかわらず不確実であるように思われる。事態が変わらない限り、非常勤教員は今までのように、学期ベースで雇われることになるし、専任になれるだろうという保証は何もない。(“Canadian P/Timers Protest Against Themselves” Adjunct Advocate May/June 2006)
(抄訳 MK)

大学専業非常勤講師の社会保険加入の途

大学専業非常勤講師、すなわち本務校をもたない大学非常勤講師の1校あたりの労働時間は極めて短い、総労働時間をとると専任教員より多くなる人がある。しかし、社会保険の対象とはなっていない。社会保険が常勤職を対象として整備されてきていることからきた欠陥である。ここで専任教員の労働と比較して、社会保険が適用できない理由を検討してみよう。

ところで、数学にはつぎのような被覆定理がある。無限個の近傍が有界閉領域をカバーするとき、その領域はあたえられた近傍系のなかの有限個でカバーできる。ここでのミソは、どんなに「小さい近傍」をとったとしても、無限個のなかの有限個でカバーできるというものである。これを労働時間ではかれる無規定な労働に適用すれば、あたりまえのごとく次のように言える。専任教員の労働時間は専業非常勤講師の労働時間の合算でカバーできる。無規定な労働すなわち、労働力の主な使用者がだれであり、その使用者は単数か複数か、労働が複雑労働か単純労働か、を問わないとすれば、専任教員の労働時間は専業非常勤講師の労働時間の合計でカバーできるはずである。

しかしながら、現実的には現行法のもとではこのような関係は成立しないと解釈されている。「主たる使用者」が存在しないゆえに、カバー自体が不可能で、上記被覆定理の前提が成立しないというのが理由である。

1998年で大学非常勤講師は45,067人を数え、全大学の授業の半分を担っている(文部科学省調べ)。このうち大学院を修了後本務校をもたずに、もっぱら非常勤講師の職で生活している専業非常勤講師は2万人前後と推定されている。この人々は、労働時間の総計は常勤職に近いがそれを上回るのであるが、労働力の「主たる使用者」がないために社会保険に入れないでいる。しかも、低い講師料と縁故採用に起因する無権利状態のために、将来の設計ができず、大きな不安を抱いているのである。京滋地区私立大学非常勤講師組合がおこなった1999-2000年アンケート調査結果では、将来に対する不安についての質問に、本務校がある非常勤講師では54%が「ある」と答えたのに対し、専業非常勤講師では76.8%が「ある」と答えている。

現在、パート労働者は全労働者の26.1%(2001年、厚労省調べ)に達し、常勤労働者との労働条件の格差是正が求められ、10年以上続く「不況」とあいまって、セイフティーネットの整備が急がれている。このような背景のなかで、国会において専業非常勤講師の社会保険加入問題が取り上げられるようになった。

例えば、昨年12月の衆院厚生労働委員会(12月11日)では民主党の金田誠一議員が質問している。金田委員が健康保険法第45条に複数事業所勤務の者の給与合算により標準報酬額を算出することが書いてあるので、この条項にしたがえば、

社会保険適用が可能ではないかと迫ったところ、政府の参考人は、法律適用の前提に「被保険者の資格」が必要でそれは次のようになっていると答弁した。

「労働時間、所定労働日数が[常勤職の標準労働時間、労働日数の]おおむね4分の3以上である方を常用的使用関係にあるということで被保険者としておるわけでございます。したがって、現行のいま先生がおっしゃいました第24条第2項(厚生年金保険法では第24条、健康保険法では第45条)の解釈はまず被保険者であるということが前提でございます。被保険者である方が2つの事業所ではたらいっておられる場合にそれを合算するという限定でございます。」

つまり、非常勤講師は1つの事業所で常用者、すなわち専任教員の労働時間の3/4以上の使用関係がある者のみ被保険者資格が与えられ、同時に他の事業所で「3/4条件」をみたせば、それを合算して報酬とすることができるということである。

確かに使用関係はあるが常用的使用関係はない専業非常勤講師にはこの規定は適用されない。専業非常勤講師は「3/4条件」をはるかに下回っているのが実情である。非常勤講師の労働時間は、週1回の90分授業を1コマとすると1事業所あたり多くて2コマ(=3時間)しか与えられないようになっている。専任教員の労働時間が週40時間だとすると、「3/4条件」をみたすには週30時間以上同一の事業所で労働しなければならない。2コマは3時間であり、問題にならない。10校を掛け持ちしてようやく30時間になるが、同一事業所でないためにそれも対象外となり、合算はできない。税金は合

算されて計算されることからみると整合性のないものと言わざるを得ない。取るときには合算し、保険として将来分配するものには合算が認められないのである。

先に紹介した被覆定理に引き寄せて表現すれば、どんなに小さなコマ数で多くの大学に出講しても、常用使用者の労働時間をカバーできないことになる。

経済学からみれば、労働のカバー問題の量的議論には、労働力の使用者との関係のほかに、複雑労働の単純労働への還元問題が横たわっている。専任教員の40時間労働には、授業の労働と研究労働と経営組織の維持のための労働がある。しかし、雑用ばかり増加する実態から研究労働をゼロとしておこう。授業労働と経営組織維持労働の換算はどうなのだろうか。コマ数で数える授業労働と経営組織維持に関する労働との換算率を α 対1としてみよう。専任教員の授業労働が週あたり平均5.6コマ(京滋地区私立大学非常勤講師組合調べ)であることを考慮して、単純労働換算すると、専任教員の労働時間は、1コマに対し準備が1時間として、週あたり 14α (14 は $5.6 \times (1.5+1)$) + $(40-14)$ 時間である。この労働時間を専業非常勤講師の労働時間が「被覆」するために X コマかかるとすると、専業非常勤講師の労働時間は単純労働換算で $2.5X\alpha$ であり、方程式は

$$2.5X\alpha \geq 14\alpha + (40-14)$$

となる。ここで大ざっぱに複雑労働単純労働還元比率 α を2と仮定すれば、 $X \geq 10.8$ コマとなる。非常勤講師組合の先の調査結果では、週あたり11コマ以上担当しているものはおよそ4割いる。ここで「3/4条件」を適用すれば、コマ数は $11 \times 3/4$ で、8.25コマとなり、およそ半分近

くの人がこのコマ数を越えている(平均8.5コマ)。したがって、これらの人々は「3/4条件」を越え、当然社会保険に加入できることになる。しかし現実には対象外である。

心強いことに、04年に向けた年金制度「改正」の議論のなかで、女性と年金の検討会で、「週20時間あるいは年収65万」ならば、社会保険の適用対象となるという考えを厚労省がだしたてきたが、いくつかの課題がありこの案は実現されなかった。これならば、非常勤講師の時間あたり単価を若干あげることによって手が届く。週2コマあたりの平均賃金で年換

算すると60万円にあたるからである。専業非常勤講師に一筋の光明が見えたといえよう。オランダでパート労働者の格差是正が大きく進んだことは記憶に新しい。オランダでは82年のワッセナー合意でフルタイム労働者と同じ労働条件(賃金、年金、休日など)をもつ権利を認め、96年には均等待遇を義務づける法律が成立した。日本でもパート労働者の団結により、大学専業非常勤講師の社会保険加入がおおきく前進することを期待したい。

(『政治経済研究』No. 80, 2003年5月号より一部修正したもの、さいとう まさみ 政治経済研究所主任研究員)

新入組合員の声<番外編>

初めての組合

今回はまもなく発足する東海圏大学非常勤講師組合から新入組合員の元気でういいういしい声をご紹介します。

東海圏大学非常勤講師組合がまもなく発足します。2006年10月15日日曜日午後3時、名古屋市栄の教育館で行われる設立総会には、意気盛んな6人の^{つわもの}兵全員が胸中になみなみならぬ闘志を秘めて集まります。ゆくゆくは首都圏、関西圏の組合に優るとも劣らない立派な集団にすべく、それぞれの際立った個性を武器によい組合を作るという一点に心を集中しておりますのでご期待ください。

私はといえば組合活動に加わってわずか2ヶ月ですが、志を一にする仲間の厳しくも暖かい指導の下、すでにやる気満々の状態です。2ヶ月前おずおずと参

加の手を挙げて、「組合ってどんなところだろう」、「仲間が話している言語がわからない」、「あんまり重要な仕事が回ってきたらどうしよう」などとへっぴり腰で考えていた自分がうそのようです。わからないことを恥ずかしいと思わずに聞ける雰囲気、幼稚な質問に親切に答えてくれる仲間、話し合いの主題からはずれた話の中に見えるひとりひとりの人の知性、社会問題に真剣に向き合う真摯な生き方、それらすべてが私にとってはきらきらと輝いて見える宝石のような存在です。

話し合いの後ではよく飲みに行きます。そこでの情報交換はまた、かけがえのな

い大切な時間です。おのおのの授業での失敗談、成功談、得意なこと、苦手なこと、酒飲みを下戸、不安や体調のことまで、不必要な羞恥心や気負いなく話せる仲間です。まだ加入して西も東もわからなかったころ、仲間のひとりの「まずは組合は、焼き肉やバーベキューの仲間と思えばよい」という言葉には思わず膝を打ちました。まずは楽しく集まる、なによりもそのことが大事だと思います。そうして目には見えないところで育んだ友情が、仲間のだれかが社会から理不尽な差別を受けたとき、即座に一丸となってその人を救いに駆けつける強い力になるのは間違いありません。ひとりを救うことでみんなが救われる、組合のための組合でなくひとりひとりのための組合を築いていこうと静かに、しかし熱く思いを寄せ合っています。

新しい組合員をたくさん集めて多彩な活動を広げていくために、教え方をテーマにした勉強会を企画しつつあります。名前の通った立派な人をよんで教えを請うのではなく、組合員のひとりひとりが

経験の深い人も浅い人も差別なく情報交換をしたり、ささやかな自慢話をしたり、興味津々なことを臆面もなく聞いたりする自由闊達な会を立ちあげてその自由な雰囲気をつつまでもなくさないようにしたいとみんなが思っています。

社会から大いなる差別を現実に身に受けた人の体験談も聞いて、おのれの身をそこに置いてみる、そういう想像力も大切だと考えています。そのことで得るものは社会の差別に立ち向かう勇気と、いざとなれば親身になってくれる友情を信じる力です。今は静かに集まりながら、会合の後では10月15日の設立総会の準備に奔走していますが、ひとりひとりの心の中には新しい仲間と、どんどん力強く根を張っていく友情を礎にして、新しい組合を築いていく楽しみが満ち溢れています。

新しいことが始まるということは何とわくわくすることでしょう。その場に遭遇したことは名誉であり幸運だと思っています。(松岡かおる)

労働組合のパワー

鄭譚毅 (テイタンイ)

私たちが労働組合と出会ったのは、2年ほど前、志田さんのご紹介でした。当時、国際医療福祉大学開学以来10年にわたって期限の定めのない雇用のもとで、大学の語学教育に貢献してきた Kevin Dobbs (ケビン・ダブス) さんに対して、大学は雇用の1年契約と賃金の約13%

引き下げを通告し、契約書にサインを強要し、他の外国人教員にも差別を行う酷い時期でした。友人の権上さんのご紹介で、志田さんと知り合いました。志田さんは私たちに組合の重要性を説明してくれ、私たちは組合に加入し、大学の違法行為と闘うことを決心しました。

その後、志田さんははるばると東京から栃木県の田舎の小さな町——大田原市に何回も何回も往復し私たちの闘いを支えてくれました。

数回の団体交渉を行ったものの問題解決に至らず、そればかりか大学は外国人差別やパワーハラスメントやアカデミックハラスメントなど、組合員に対するいやがらせや不当労働行為に躍起となり、ついには2005年1月、非常勤講師の私と Paul Kelso(ポール・ケルソウ)さんに3月末で雇い止めという通告をし、常勤講師 George Cota(ジョージ・コータ)さんに1年後の解雇の通告を行なって、労働組合員に対する最大の不当労働行為を行いました。

このため労働組合は2005年2月18日に、栃木県労働委員会に国際医療福祉大学の不当労働行為の救済を申立てました。それ以来審問を7回、和解調停を2回行いました。毎回、労働側の控室に沢山の日本の支援者が溢れていました。これは私たち外国人当事者にとって何よりの心の支えでした。

私たちは暖かい皆さんの応援をいただき労働委員会という公的な場で正々堂々

と大学の違法行為を暴露できて、それにより、大学の不当労働行為が明らかになって、組合の主張がほとんど認められました。日本はさすが法治の国だなあと実感しています。

今回の闘いによって、日本、中国、米国の3カ国の人々が1つとなったことは、国際的な意味があったと思います。落ち込むときもありましたが、今、勝利の光につつまれています。闘ってこそその人生は、花のように美しく咲きます。

私が大学に復職できなかつたことは残念に思いますが、大学が高い解決金を支払うことは、やはり自ら不当行為を認めた証だと認識しています。労働組合のパワーによる最高の勝利です。

とにかく、勝利和解を迎えられたことは、やはり組合の力、地元の皆さんの支援があったからこそその成果です。もし日本の支援者の皆さんがいなかったら私たちはここまで来られなかったと思うのです。今日、この場を借りて志田さん、権上さんご夫妻、佃さん、武藤さん、星さん、亀田さん、中川さん、八坂弁護士及び支援者の皆さんに心を込めて感謝の意を深く表わします。

団交・運動ニュース

2006年度明治大学春闘団交報告

*第1次折衝(6月7日)の組合側の要求に対し、第2次折衝(7月12日)において次のような有額回答を得ました。

日本人非常勤講師

1号俸 30200円→30400円

2号俸 30500円→30700円

3号俸 30800円→31000円

外国人非常勤講師

1号俸 30200円→30400円

2号俸 30800円→31000円

9月より今年度4月にさかのぼって支給されます。

*学生の履修者数が少ないなどの理由で

授業を行わない場合、賃金は全額払うよ
うとの要求には、明治大学では、履修者
ゼロの場合に3ヶ月分払うという規定が
ある。これを変えることはないとの回答。

*任期制の導入は避け、専任にするよ
うとの要求には、特任教員制度を作り運用
しているが、これは特色あるプロジェクト
における任用であり、いわゆる任期制
とは違うとの回答。

*出産、育児休暇を保障せよとの要求に
は、明治大学としては産休後の雇用を保
障する。しかし採用の問題は各学部の責
任で行われるとの回答。

*厚生労働省の外国人労働者に関する指
針に基づき、契約書や連絡事項等は外国
人に理解できる言語で文書を出すこと
との要求には、欧米系外国人に対しては英
文の契約書を作っているが、その他の言
語も含め今後の検討課題とするとの回答。

*昨年度の懸案事項であった200人以上
の受講生がいるクラス担当の非常勤講師
に対しては、専任と同じように多人数ク
ラス手当を支給してほしいとの要求に
対しては、大学で調べたところ、多人数
クラスを担当する非常勤講師のコマ数は
120と判明した。今年度はその手当に
対する予算は組めないが、来年度に向け
ての検討課題としたいとの回答。

以上で妥結いたしました。少しずつで
はありますが、専任教職員組合との情報
交換を重ねていった成果が現れているよ
うに思いました。(M)

8月17日 早稲田大学団交報告

大学側3名、組合側4名で行われた。

- ① 組合が労働委員会に持ち込んだこと
で、初めて「事務折衝」ではなく「団体
交渉」として行われた。

② 「出講手当」廃止に伴い不利益をこ
うむる1コマ未満の非常勤講師に対
し、2006年度に取られた「3000円の
経過措置」を次年度以降も実施するよ
うにという組合の要求に対し、「現在、
ひとりも不利益にならない修正案を
検討中」と回答した。

③ 外国人非常勤講師給の改定に際して、
継続勤務者については現行制度を維
持し、新規採用者から適用するよ
うにという組合の要求に対して、「検討す
る」と回答した。

④ 2007年度からの学部改変、新学部創
設(旧文学部・理工学部)に伴うコマ数
減の不安が、非常勤講師の間に広がっ
ており、雇用に関する方針、具体的な
カリキュラム予定についての、法人と
学部からの説明を求めた。これに対し
ては、「激変はないはず」「早大インター
ナショナルはプラス・アルファなも
のと理解している」と回答した。

⑤ 「私学助成金アップに見合う非常勤
講師給のアップを」という春闘要求に
対し、「4月に遡り50円アップ」を回
答した。

「出講手当廃止に伴って不利益に
なる非常勤を一人も出さない」という
点では、専任の教員組合支持もあり、
断固実現したい。早大インターナシ
ョナルの性格については、大学側もま
とくに説明できない状態であった。組
合側から「偽装請負では？」の声があ
がり、大学側に困惑の表情がうかんだ。
語学教員のアウトソーシングは緊急
の大問題であり、今後、さらに調査し
て追及していかなければならない。
(S)